

受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1 (相対値基準・原則用)

法人名		実績判定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
-----	--	--------	---------------

1 基準限度額の計算

受 入 寄 附 金 総 額	④	円
基準限度額 (受入寄附金総額の10%相当額 (A×10%))	⑤	円
基準限度額 (受入寄附金総額の50%相当額 (A×50%))	⑥	円

2 寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかでない寄附金

④のうち寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかでない寄附金の額	⑦	円
---	---	---

3 寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかな寄附金

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と⑦ (特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人については⑥) 欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額 (①-②)
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
役員等からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額		⑧	円	円
⑧欄以外の同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額	特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人	⑨	円	円
	⑧欄以外の者	⑩	() 円	() 円
同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額		⑪	() 円	() 円
合 計 (⑧+⑨+⑩+⑪)		⑫	() 円	⑬ () 円

(注意事項)
①~③の各欄の「()」には、遺贈 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。) により受け入れた寄附金の額を記載してください。

- 受入寄附金総額④には、活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金 (対価性のないものに限ります。) の合計を記載してください (期末までに未収のものは含めません。また、国の補助金等も含まれません。)
- ④欄=⑤欄+⑥欄
※ 法人設立時に前身である任意団体から引き継いだ繰越剰余金がある場合、その剰余金は寄附金となりません。
- 同一の者から現金寄附と物品寄附 (時価評価) とがある場合、合算して基準限度額の計算を行ってください。
- 特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人以外からの寄附金に係る基準限度額となります。
- 特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人からの寄附金に係る基準限度額となります。
- 寄附者の氏名・名称及びその住所が明らかでない寄附金 (いわゆる匿名寄附金の合計 (募金を含みます。)) を記載してください。
※ 住所が不明で寄附者が特定できない寄附金は匿名寄附金となります。
- 受入寄附金総額④のうち、役員 (その親族等の寄附金合計額) からの寄附金で20万円以上のものを各人別に記載してください。
- 寄附者の氏名又は名称及びその住所が明らかな寄附金の各欄の金額は次のとおりです。
⑧欄 役員 (その親族等を含む。) からの20万円以上の寄附金の合計
⑨欄 特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人からの1,000円以上の寄附金の合計
⑩欄 上記以外の1,000円以上の寄附金の合計
⑪欄 同一の者からの寄附金の額が1,000円未満の寄附金の合計
- 寄附をした役員の親族から受け入れた寄附金がある場合には、親族からの寄附金と合算して記載してください。
- 特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人からの寄附金については、受入寄附金総額の50% (⑥欄の金額) が基準限度額となります。
- ⑨欄の①~③の各欄には、寄附者毎に①-②=③を計算し、それぞれの合計を記載してください。
- ⑩欄の①~③の各欄には、寄附者毎に①-②=③を計算し、それぞれの合計を記載してください。
- 遺贈により受け入れた寄附金等の額は、内書きで記載することになっていますので、本書きとなっていないか確認してください。